

# 別海町議会会議録

第2号(令和4年3月3日)

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 特別委員会付託事件審査結果報告  
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件  
(町長提出議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号)
- 日程第 3 各議案の討論・採決  
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件  
(町長提出議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号)
- 日程第 4 議案第 2号 令和4年度別海町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 3号 令和4年度別海町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 4号 令和4年度別海町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 5号 令和4年度別海町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 6号 令和4年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 議案第 7号 令和4年度町立別海病院事業会計予算
- 日程第10 議案第 8号 令和4年度別海町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第 9号 令和4年度別海町下水道等事業会計予算
- 日程第12 議案第18号 別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第27号 別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第19号 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用または廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第20号 別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第21号 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第22号 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第23号 別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第24号 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す

- る条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 2 5 号 別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 2 6 号 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 2 8 号 根室町村等公平委員会規約の変更について
- 日程第 2 3 議案第 2 9 号 工事請負契約の締結について（グリーンハイツ長寿命化改修建築主体工事）
- 日程第 2 4 議案第 3 0 号 工事請負契約の締結について（イーストタウン寿団地公営住宅改修建築主体工事（2号棟））
- 日程第 2 5 議案第 3 1 号 工事請負契約の一部変更について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会 高度無線環境整備工事）
- 日程第 2 6 議案第 3 2 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 2 7 議案第 3 3 号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第 2 8 同意第 1 号 根室町村等公平委員会委員の選任について

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 特別委員会付託事件審査結果報告  
（1）予算決算審査特別委員会付託事件  
（町長提出議案第 1 0 号、議案第 1 1 号、議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、議案第 1 4 号、議案第 1 5 号、議案第 1 6 号、議案第 1 7 号）
- 日程第 3 各議案の討論・採決  
（1）予算決算審査特別委員会付託事件  
（町長提出議案第 1 0 号、議案第 1 1 号、議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、議案第 1 4 号、議案第 1 5 号、議案第 1 6 号、議案第 1 7 号）
- 日程第 4 議案第 2 号 令和 4 年度別海町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 3 号 令和 4 年度別海町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 4 号 令和 4 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 5 号 令和 4 年度別海町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 6 号 令和 4 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 議案第 7 号 令和 4 年度町立別海病院事業会計予算
- 日程第 1 0 議案第 8 号 令和 4 年度別海町水道事業会計予算
- 日程第 1 1 議案第 9 号 令和 4 年度別海町下水道等事業会計予算
- 日程第 1 2 議案第 1 8 号 別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 2 7 号 別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 9 号 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用または廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第20号 別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第21号 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第22号 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第23号 別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第24号 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第25号 別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第26号 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第28号 根室町村等公平委員会規約の変更について
- 日程第23 議案第29号 工事請負契約の締結について（グリーンハイツ長寿命化改修建築主体工事）
- 日程第24 議案第30号 工事請負契約の締結について（イーストタウン寿団地公営住宅改修建築主体工事（2号棟））
- 日程第25 議案第31号 工事請負契約の一部変更について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会 高度無線環境整備工事）
- 日程第26 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第27 議案第33号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第28 同意第1号 根室町村等公平委員会委員の選任について

○出席議員（16名）

1番	宮越正人	2番	横田保江
3番	田村秀男	4番	小椋哲也
5番	外山浩司	6番	大内省吾
7番	木嶋悦寛	8番	松壽孝雄
9番	今西和雄	10番	小林敏之
11番	瀧川榮子	12番	松原政勝
13番	中村忠士	14番	佐藤初雄
副議長	15番 戸田憲悦	議長	16番 西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	佐藤次春
教育長	登藤和哉	総務部長	浦山吉人
福祉部長	今野健一	産業振興部長	門脇芳則
建設水道部長	伊藤一成	教育部長	山田一志
会計管理者	中村公一	病院事務長	三戸俊人

農業委員会事務局長 内 山 宏  
 総務部次長 入 倉 伸 顕  
 教育部次長 石 川 誠  
 総合政策課長 寺 尾 真太郎  
 税務課長 伊 藤 輝 幸  
 西春別支所長他 田 村 康 行  
 町民課長 皆 川 学  
 介護支援課長 高 橋 勇 樹  
 農政課長 小 野 武 史  
 商工観光課長 田 畑 直 樹  
 建築住宅課長 川 畑 智 明  
 上下水道課長 谷 村 将 志  
 学務課長他 宮 本 栄 一  
 生涯学習課長他 石 川 誠  
 図書館長他 堺 啓  
 管理課主幹 前 道 陽 司  
 中央公民館副館長 小 村 茂  
 福祉課主査 大 森 晴 海

選挙管理委員会書記長 入 倉 伸 顕  
 産業振興部次長 佐々木 栄 典  
 総務課長 入 倉 伸 顕  
 財政課長 角 川 具 哉  
 防災交通課長 麻郷地 聡  
 尾岱沼支所長他 福 原 義 人  
 福祉課長 干 場 みゆき  
 老人保健施設事務長 竹 中 利 哉  
 水産みどり課長 佐々木 栄 典  
 管理課長 松 田 勝 広  
 事業課長 外 石 昭 博  
 上下水道課技術長 袴 田 充 輝  
 学校教育課長 池 田 卓 也  
 中央公民館長 新 堀 光 行  
 監査委員事務局長 千 葉 宏  
 事業課主幹 広 島 静 治  
 町民課主査 木 幡 友 哉

○議会事務局出席職員

主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

7番 木 嶋 悦 寛  
 9番 今 西 和 雄

8番 松 壽 孝 雄

---

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。  
ただいまから第2日目の会議を開きます。  
ただいま出席している議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。  
7番木嶋議員。  
○7番（木嶋悦寛君） はい。  
○議長（西原 浩君） 8番松壽議員。  
○8番（松壽孝雄君） はい。  
○議長（西原 浩君） 9番今西議員。  
○9番（今西和雄君） はい。  
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

---

◎日程第2 特別委員会付託事件審査結果報告

- 議長（西原 浩君） 日程第2 特別委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。  
ここでお諮りします。  
予算決算審査特別委員会に付託し審査されました、議案第10号から議案第17号までの各会計補正予算8件につきましては、全員をもって構成する予算決算審査特別委員会で審査を行ったことから、委員長の報告は省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。  
したがって、委員長の報告は省略することに決定しました。

---

◎日程第3 各議案の討論・採決

- 議長（西原 浩君） 日程第3 各議案の討論・採決を行います。  
令和3年度各会計補正予算の採決に入る前にお諮りします。  
本件は、全員をもって構成する予算決算審査特別委員会で、質疑、討論、採決が行われておりますので、討論は省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。  
したがって、令和3年度各会計補正予算の討論は省略することに決定しました。  
それでは、令和3年度各会計補正予算の採決に入ります。

初めに、議案第10号令和3年度別海町一般会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和3年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和3年度別海町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和3年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和3年度別海町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和3年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和3年度町立別海病院事業会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和3年度別海町水道事業会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 2 号から日程第 11 議案第 9 号まで

○議長（西原 浩君） 日程第 4 議案第 2 号令和 4 年度別海町一般会計予算、日程第 5 議案第 3 号令和 4 年度別海町国民健康保険特別会計予算、日程第 6 議案第 4 号令和 4 年度別海町介護サービス事業特別会計予算、日程第 7 議案第 5 号令和 4 年度別海町介護保険特別会計予算、日程第 8 議案第 6 号令和 4 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 9 議案第 7 号令和 4 年度町立別海病院事業会計予算、日程第 10 議案第 8 号令和 4 年度別海町水道事業会計予算、日程第 11 議案第 9 号令和 4 年度別海町下水道等事業会計予算の 8 件については、別海町議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この 8 件の令和 4 年度予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第 2 号令和 4 年度別海町一般会計予算の説明を求めます。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

議案第 2 号の内容を説明いたします。

別冊の令和 4 年度別海町一般会計予算書の 1 ページをお開き願います。

議案第 2 号令和 4 年度別海町一般会計予算。

令和 4 年度別海町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 193 億 3,900 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、債務負担行為。

地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 3 条、地方債。

地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 4 条、一時借入金。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40 億円と定める。

2 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算で、初めに歳入です。

1 款町税、1 項から 5 項で 24 億 3,540 万 3,000 円。

2 款地方譲与税、1 項から 3 項で 3 億 7,484 万 2,000 円。

3 款利子割交付金、1 項で 180 万円。

4 款配当割交付金、1 項で 650 万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項で 1,000 万円。

6 款法人事業税交付金、1 項で 3,000 万円。

7 款地方消費税交付金、1 項で3 億7,100 万円。  
8 款環境性能割交付金、1 項で4,300 万円。  
9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項で4,426 万円。  
10 款地方特例交付金、1 項で1,000 万円。  
11 款地方交付税、3 ページにかけて1 項で67 億7,300 万円。  
3 ページになります。  
12 款交通安全対策特別交付金、1 項で360 万円。  
13 款分担金及び負担金、1 項と2 項で4 億2,616 万9,000 円。  
14 款使用料及び手数料、1 項から3 項で2 億5,987 万8,000 円。  
15 款国庫支出金、1 項から3 項で13 億8,546 万2,000 円。  
16 款道支出金、1 項から3 項で15 億560 万1,000 円。  
17 款財産収入、1 項と2 項で5,660 万8,000 円。  
18 款寄附金、1 項で24 億10 万円。  
19 款繰入金、1 項で12 億3,687 万7,000 円。  
20 款繰越金、1 項で1,000 万円。  
21 款諸収入、4 ページにかけて1 項から5 項で5 億8,620 万円。  
4 ページになります。  
22 款町債、1 項で13 億6,870 万円。  
歳入合計で193 億3,900 万円とするものです。

次に、5 ページ、歳出です。

1 款議会費、1 項で8,742 万3,000 円。  
2 款総務費、1 項から6 項で35 億9,049 万9,000 円。  
3 款民生費、1 項と2 項で26 億295 万4,000 円。  
4 款衛生費、1 項から3 項で16 億7,995 万4,000 円。  
5 款労働費、1 項で119 万8,000 円。  
6 款農林水産業費、1 項から4 項で26 億2,883 万7,000 円。  
7 款商工費、1 項で2 億9,528 万6,000 円。  
8 款土木費、6 ページにかけて1 項から5 項で16 億8,569 万4,000 円。  
6 ページに進みます。  
9 款消防費、1 項で6 億9,352 万円。  
10 款教育費、1 項から6 項で13 億9,968 万7,000 円。  
11 款災害復旧費、1 項で16 万円。  
12 款公債費、1 項で18 億7,346 万5,000 円。  
13 款給与費、1 項で27 億7,032 万3,000 円。  
14 款予備費、1 項で3,000 万円。

歳出合計で193 億3,900 万円とするものです。

次に、7 ページ、第2 表、債務負担行為です。

1 件目は、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型再編整備事業計根別南地区により整備される草地整備などを公益財団法人北海道農業公社から委託を受けることに伴う債務負担です。

期間は、令和5 年度から令和7 年度まで、限度額は5 億6,919 万6,000 円です。

2 件目は、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型再編整備事業豊原地区により整

備される草地整備などを公益財団法人北海道農業公社から委託を受けることに伴う債務負担です。

期間は、令和5年度から令和7年度まで、限度額は8,772万8,000円です。

次に、第3表、地方債です。

1件ごとの説明は省略させていただき、表の一番上、1件目省エネ防犯灯整備事業からページを進み、10ページをお開きください。

10ページの下から3段目、西春別温水プール整備事業までの44事業と、次の段の臨時財政対策債を加えた限度額の合計は、13億6,870万円となります。

なお、全ての起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率は3%以内、ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直しの後の利率とし、償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

次に、11ページからの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略をさせていただき、給与費明細書について説明をいたします。

ページが飛びますけれども、247ページをお開き願います。

247ページ、給与費明細書です。

1の特別職ですが、表の下段、前年度当初との比較の欄で御説明いたします。

長等は、共済費で16万6,000円の減。

合計も同じく16万6,000円の減となります。

次の段、議員は、共済費で59万1,000円の減。

合計も同じく59万1,000円の減となります。

次の段、その他の特別職は、職員数が17人の増。

給与費の報酬で108万8,000円の減。

給与費計、そして合計も同じく108万8,000円の減となります。

比較の欄の計では、職員数が17人の増。

給与費の報酬で108万8,000円の減。

給与費計で108万8,000円の減。

共済費が75万7,000円の減。

全体の合計で184万5,000円の減となります。

次に、248ページをお開き願います。

2の一般職です。

(1) 総括で、こちらも比較の欄で申し上げます。

上の表の一番下の段になります。

職員数は5人の増。この上段の括弧内は、再任用短時間勤務職員及び1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短い職員の人数で5人の増。

給与費の報酬で853万3,000円の減。

給料で400万円の増。

職員手当で35万8,000円の増。

給与費の計では、417万5,000円の減。

共済費は4,615万7,000円の減。

合計で5,033万2,000円の減となるものです。

次の表、職員手当の内訳、そして249ページ会計年度任用職員以外の職員、250ページ会計年度任用職員、続く251ページ給料及び職員手当の増減額の明細及び252ページから255ページまでの給料及び職員手当の状況は説明を省略させていただきます。

256ページをお開きください。

256ページからは、債務負担行為に関する調書です。

1件ごとの説明はこちらも省略をさせていただきますが、1件目の別海町酪農工場機器整備から始まりまして、266ページまでお進みいただき、266ページ最後の公の施設に係る指定管理者に対する委託料、別海町ふれあいランドまで全部で69件で、この69件の債務負担行為の限度額の合計で52億1,858万6,000円。

前年度、令和3年度末までの支出見込額の合計が、12億1,979万5,000円。

当該年度、令和4年度ですけれども、令和4年度以降の支出予定額合計は、8億5,060万1,000円。

この欄の上段括弧内の2億6,088万2,000円は、令和4年度分の支出予定額となります。

なお、表の右側には、令和4年度以降の支出予定額に係る財源内訳を記載しています。最後になりますが、267ページをごらんください。

こちらは、地方債に関する調書です。

こちらでも区分ごとの説明は省略させていただきます、区分1公共事業等債から、一番下区分14道貸付金までの合計で申し上げます。

表の一番下の段で、令和2年度末現在高は165億3,653万1,000円、その右側令和3年度末現在高見込み額が174億6,469万円、次に、令和4年度中起債見込み額が13億6,870万円、令和4年度中元金償還見込み額が18億1,411万9,000円、令和4年度末現在高見込み額が170億1,927万1,000円となります。

以上で、議案第2号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第3号令和4年度別海町国民健康保険特別会計予算、議案第4号令和4年度別海町介護サービス事業特別会計予算、議案第5号令和4年度別海町介護保険特別会計予算、議案第6号令和4年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の4件について、順次説明を求めます。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

議案第3号から第6号までの福祉部関係特別会計4件について、続けて説明させていただきます。

まず初めに、議案第3号令和4年度別海町国民健康保険特別会計予算の内容を説明します。

別冊予算書の1ページをお開きください。

令和4年度別海町国民健康保険特別会計予算。

令和4年度別海町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億2,000万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明いたします。

まず、歳入です。

1 款国民健康保険税、1 項で8 億7,047 万6,000 円。

2 款道支出金、1 項で1 5 億1,363 万5,000 円。

3 款財産収入、1 項で10 万2,000 円。

4 款繰入金、1 項と2 項で2 億3,522 万7,000 円。

5 款繰越金、1 項で1 万円。

6 款諸収入、1 項と2 項で55 万円。

歳入合計で、26 億2,000 万円とするものです。

次に、3 ページです。

歳出になります。

1 款総務費、1 項から4 項で1,858 万4,000 円。

2 款保険給付費、1 項で14 億5,000 万円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項で11 億373 万2,000 円。

4 款保健事業費、1 項と2 項で1,775 万4,000 円。

5 款基金積立金、1 項で10 万2,000 円。

6 款諸支出金、1 項で2,482 万8,000 円。

7 款予備費、1 項で500 万円。

歳出合計で26 億2,000 万円とするものです。

5 ページから19 ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

次に、21 ページをお開きください。

給与費明細書です。

1 の特別職で、別海町国民健康保険運営協議会委員に係る報酬となります。

本年度、その他特別職職員数は7 名で、報酬額は31 万9,000 円です。

表の一番下の比較の欄で、職員数、給与費、報酬とも増減はありません。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

次に、議案第4号令和4年度別海町介護サービス事業特別会計予算の内容を説明いたします。

別冊予算書1 ページをお開きください。

令和4年度別海町介護サービス事業特別会計予算。

令和4年度別海町介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4 億9,070 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

まず、歳入です。

1 款介護サービス費、1 項で1 億4,617 万8,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 項と 2 項で 3,879 万 2,000 円。

3 款財産収入、1 項で 17 万 8,000 円。

4 款繰入金、1 項で 3 億 520 万円。

5 款繰越金、1 項で 1 万円。

6 款諸収入、1 項で 34 万 2,000 円。

歳入合計で 4 億 9,070 万円とするものです。

次に、3 ページ、歳出です。

1 款介護サービス事業費、1 項で 1 億 2,561 万円。

2 款公債費、1 項で 5,847 万 4,000 円。

3 款給与費、1 項で 3 億 361 万 6,000 円。

4 款予備費、1 項で 300 万円。

歳出合計で 4 億 9,070 万円とするものです。

こちらも、5 ページから 18 ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

19 ページをお開きください。

給与費明細書です。

(1) 総括です。

表の一番下の比較の欄で説明します。

職員数は、1 名の減。

給与費は、報酬で 3 万 9,000 円の減。

給料で 427 万 3,000 円の減。

職員手当で 115 万 8,000 円の減。

給与費計では 547 万円の減。

次に、共済費は 261 万 4,000 円の減。

合計で 808 万 4,000 円の減となるものです。

下の表、職員手当の内訳と 20 ページから 26 ページまでの明細等については、説明を省略させていただきます。

次に、27 ページをお開きください。

地方債に関する調書です。

介護サービス事業債で、令和 2 年度末現在高は 3 億 6,687 万 4,000 円、令和 3 年度末現在高見込額は 3 億 1,527 万円、令和 4 年度中増減見込みで令和 4 年度中起債見込額はありませぬ。

令和 4 年度中元金償還見込額は 5,268 万 3,000 円を予定し、令和 4 年度末現在高見込額が 2 億 6,258 万 7,000 円となるものです。

以上で、議案第 4 号の内容説明を終わります。

続いて、議案第 5 号令和 4 年度別海町介護保険特別会計予算の内容を説明いたします。

別冊予算書の 1 ページをお開きください。

令和 4 年度別海町介護保険特別会計予算。

令和 4 年度別海町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 9,350 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」

による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

まず、歳入です。

1款保険料、1項で2億5,548万5,000円。

2款分担金及び負担金、1項で132万円。

3款国庫支出金、1項と2項で2億5,387万3,000円。

4款支払基金交付金、1項で3億1,359万7,000円。

5款道支出金、1項と2項で1億7,255万6,000円。

6款財産収入、1項で2万7,000円。

7款繰入金、1項と2項で1億9,649万円。

8款繰越金、1項で1万円。

9款諸収入、1項と2項で14万2,000円。

歳入合計で11億9,350万円とするものです。

次に、3ページ、歳出です。

1款総務費、1項から3項で1,584万5,000円。

2款保険給付費、1項で11億483万円。

3款地域支援事業費、1項から3項で6,941万1,000円。

4款基金積立金、1項で1万4,000円。

5款諸支出金、1項で40万円。

6款予備費、1項で300万円。

歳出合計で11億9,350万円とするものです。

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費です。

1款総務費、1項総務管理費、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業は、令和5年度に策定を予定している高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画について、計画期間中に迎える令和7年度には、本町で大きな人口割合を占める年齢層の方が75歳以上の後期高齢者となり、また、高齢化率も30%以上となることが予測されており、各施策に関する課題の把握や評価など、従来よりも作業量が多くなることから令和4年度からの2カ年で策定することを予定しております。

金額を847万4,000円として、繰越明許費を設定するものです。

こちらについても5ページから22ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

次に、23ページをお開きください。

給与費明細書です。

1の特別職で、介護認定審査会委員4名と高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員10名に係る報酬です。

本年度、その他の特別職の職員数は14人で、報酬は132万3,000円となります。表の一番下の比較の欄で、人数の増減はありません。

報酬は39万2,000円の増となるものです。

以上で、議案第5号の内容説明を終わります。

最後に、議案第6号令和4年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の内容を説明いたします。

別冊予算書の1ページをお開きください。

令和4年度別海町後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度別海町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,790万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

まず、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料、1項で1億2,982万8,000円。

2款広域連合支出金、1項で53万9,000円

3款繰入金、1項で5,731万2,000円。

4款繰越金、1項で1,000円

5款諸収入、1項と2項で22万円。

歳入合計で1億8,790万円とするものです。

次に、3ページの歳出です。

1款総務費、1項と2項で163万6,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項で1億8,230万4,000円。

3款諸支出金、1項で96万円。

4款予備費、1項で300万円。

歳出合計で1億8,790万円とするものです。

こちらも、次ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第7号令和4年度町立別海病院事業会計予算の説明を求めます。

○病院事務長（三戸俊人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（三戸俊人君） はい。

議案第7号の内容説明をいたします。

別冊の令和4年度町立別海病院事業会計予算の予算書1ページをお開き願います。

議案第7号令和4年度町立別海病院事業会計予算。

第1条、総則。

令和4年度町立別海病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1項、病床数84床、1号、一般病床83床、2号、未熟児室1床。

2項、年間患者数8万8,760人、1号、入院2万2,995人、2号、外来6万

5,765人。

3項、1日平均患者数333人、1号、入院63人、2号、外来270人。

4項、主要な建設改良事業。

医療機械器具購入事業、事業費4,530万円、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、事業費1,785万円、町立別海病院設備更新事業、事業費848万3,000円。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、1款病院事業収益、1項から3項で21億8,043万2,000円。

支出、1款病院事業費用、1項から4項で24億9,060万5,000円です。

2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,428万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,428万1,000円で補てんするものとする。

収入、1款資本的収入、1項から3項で1億5,441万5,000円。

支出、1款資本的支出、1項から2項で2億3,869万6,000円。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、1つ目、医療機械器具整備事業、限度額1,440万円、2つ目、設備更新事業、560万円。

起債の方法はいずれも証書借入、利率はいずれも3%以内、償還の方法はいずれも起債借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、1億円と定める。

第7条、議会の議決を経なければ流用することができない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費、12億5,782万2,000円。

2号、交際費、130万円。

続いて3ページです。

第8条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

1号、医師及び看護師等の研究研修に要する経費270万円。

2号、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,944万5,000円。

3号、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、970万円。

4号、児童手当に要する経費、598万円。

5号、院内保育所に要する経費、2,008万円。

6号、医師の派遣をうけることに要する経費、2,856万円。

第9条、たな卸資産の購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、2億9,986万円と定める。

第10条、重要な資産の取得。

重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類、器械備品、名称、超音波画像診断装置等、数量、一式です。

第11条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用出来るものとする。

5ページからの予算実施計画及び8ページからの予算実施計画説明書は省略させていただき、15ページをお開き願います。

令和4年度町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

この計算書は、実際の収入から支出を差し引いて手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。

説明は各区分ごとの差引き合計額で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で3,847万7,000円のマイナスです。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

左側の下段になりますが、差引き合計で4,147万6,000円のマイナスです。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で5,138万2,000円のマイナスです。

区分合計での資金増減額は、右下の下から3段目で1億3,133万5,000円のマイナスとなります。

資金期末残高は、右下最下段になりますが、資金期末残高の予定額は3,551万6,000円となる予定です。

続きまして、16ページをお開き願います。

給与費明細書です。

1の総括の下段の比較の合計で申し上げます。

職員数、一般職については増減がありません。括弧内は再任用短時間勤務職員及び1週間あたりの勤務時間が常勤職員より短い職員の人数で2名の増となっております。

給料、100万円の増。

報酬、増減なし。

手当、1,015万2,000円の増。

給与費計で1,115万2,000円の増。

法定福利費、2,194万2,000円の減。

合計で1,079万円の減額となり、本年度合計で12億5,782万2,000円の予定です。

以下、22ページまでの手当の内訳、2、給料及び手当の増減額の明細、3、給料及び手当の状況及び26ページまでの町立別海病院事業予定損益計算書、町立別海病院事業予定貸借対照表、注記表につきましては、説明を省略いたします。

以上で、議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第8号令和4年度別海町水道事業会計予算、議案第9号令和4年度別海町下水道等事業会計予算の2件について、順次説明を求めます。

○建設水道部長（伊藤一成君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（伊藤一成君） はい。

議案第8号及び議案第9号を、一括説明させていただきます。

初めに、議案第8号の内容説明をいたします。

別冊の令和4年度別海町水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

令和4年度別海町水道事業会計予算。

第1条、総則。

令和4年度別海町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を、次のとおりとする。

1号、給水件数、7,363件、2号、年間総給水量、528万7,214立方メートル、3号、1日平均給水量、1万4,486立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

1款水道事業収益、1項と2項で11億119万7,000円。

支出。

1款水道事業費用、1項から3項で9億2,565万9,000円。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億216万2,000円は、減債積立金2億1,773万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,803万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億3,639万1,000円で補てんするものとする。

収入です。

1款資本的収入、1項と2項で3億3,166万8,000円。

支出です。

1款資本的支出、1項から3項で7億3,383万円。

2ページをお開き願います。

第5条、債務負担行為。

債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項は、財務省用地賃借料、期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は、令和5年度6,000円、令和6年度6,000円となります。

第6条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、国営環境保全型かんがい排水事業、限度額は3億円、農業水路等長寿命化事業、限度額は1,420万円。

起債の方法は、いずれも証書借入。

利率は、いずれも3パーセント以内。ただし、利率見直し方式で借り入れし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

第7条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

第9条、議会の議決を経なければ流用することができない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費、6,577万2,000円。

2号、交際費、5万円。

第10条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産購入限度額は、2,728万8,000円と定める。

3ページからの実施計画及び5ページからの実施計画説明書の説明は省略させていただきます。

12ページをお開き願います。

令和4年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

この計算書は、実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れを表したものです。

説明は、区分ごとの差引き合計で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で3億5,578万6,000円のプラスです。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で4億7,657万円のマイナスです。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で1億2,263万8,000円のプラスです。

区分合計で資金増減額は、下から3段目となりますが、158万4,000円のプラスとなり、資金期末残高予定額は最下段の28億4,661万6,000円となる予定です。

次に、13ページに移りまして、給与費明細書です。

1、総括の下段、比較の合計で申し上げます。

括弧内の再任用短時間勤務職員及び1週間あたりの勤務時間が常勤職員より短い職員の人数については、1名の減です。

給与費の報酬、118万6,000円の減。

給料、587万2,000円の増。

手当、452万6,000円の増。

給与費計で921万2,000円の増となります。

法定福利費は266万2,000円の増。

給与費合計で1,187万4,000円の増となり、合計で6,577万2,000円の予定となります。

以下、17ページまでの手当の内訳、給料及び手当の増減額の明細、給料及び手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

18ページをお開き願います。

債務負担行為に関する調書です。

事項は財務省用地賃貸料で、限度額は1万2,000円です。

令和5年度以降の支払義務発生予定額は、令和5年度から令和6年度の金額で1万2,000円を見込んでおります。

以下、22ページまでの予定損益計算書、予定貸借対照表及び注記表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第9号の内容説明をいたします。

別冊の令和4年度別海町下水道等事業会計予算書の1ページをお開きください。

議案第9号令和4年度別海町下水道等事業会計予算。

第1条、総則。

令和4年度別海町下水道等事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を、次のとおりとする。

1号、年間総処理水量、104万5,893立方メートル。

2号、1日平均処理水量、2,865立方メートル。

3号、主な建設改良事業。

特定環境保全公共下水道事業1億200万円、漁業集落排水設備整備事業1億5,050万円。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

1款下水道事業収益、1項と2項で5億3,587万6,000円。

支出。

1款下水道事業費用、1項から4項で5億7,485万円。

2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,298万1,000円は、引継金1,298万1,000円で補てんするものとする。

収入。

1款資本的収入、1項から5項で4億6,645万4,000円。

支出。

1款資本的支出、1項から3項で4億7,943万5,000円。

第4条の2、特例的収入及び支出。

地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額はそれぞれ248万円及び1,740万1,000円

である。

#### 第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業、限度額5,760万円、農業集落排水事業、限度額880万円、漁業集落排水事業、限度額8,500万円。

起債の方法は、いずれも普通貸借、証書借入。

利率は、いずれも3パーセント以内。ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法は、いずれも公的資金については、その融資条件により、その他の場合は債権者と協定する。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

3ページをお開き願います。

#### 第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、1億円と定める。

#### 第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、営業費用と営業外費用の相互間。

#### 第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費、2,649万9,000円。

#### 第9条、他会計からの補助金。

下水道等事業の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2億6,800万円である。

5ページからの予算実施計画及び7ページから予算実施計画説明書の内容説明を省略させていただきます。

12ページをお開き願います。

令和4年度別海町下水道等事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

この計算書は実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。

説明は区分ごとの差引き合計で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で2,766万2,000円のマイナスです。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で1億6,893万円のマイナスです。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で1億7,225万円のプラスです。

区分合計での資金増減額は、下から3段目で2,434万2,000円のマイナスとなり、資金期末残高予定額は、最下段615万8,000円となる予定です。

13ページにお進みいただきまして、給与費明細書です。

1の総括で上の表の下段、比較の合計で申し上げます。

職員数の増減はございません。括弧内の再任用短時間勤務職員及び1週間あたりの勤務

時間が常勤職員より短い職員の人数についても、増減はございません。

給与費で給料、45万3,000円の減。

手当、32万7,000円の増。

給与費計で12万6,000円の減。

法定福利費、13万7,000円の減。

給与費合計で26万3,000円の減となり、合計で2,649万9,000円となる予定です。

以下、16ページまでの手当の内訳、給料及び手当の増減額の明細、給料及び手当の状況及び20ページまでの予定貸借対照表、予定開始貸借対照表及び注記表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第9号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第2号から議案第9号までの令和4年度別海町各会計予算の8件について、内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和4年度別海町各会計予算の8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第9号までの8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員で構成する予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

---

### ◎日程第12 議案第18号及び日程第13 議案第27号

○議長（西原 浩君） 日程第12 議案第18号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の制定について、日程第13 議案第27号別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

それでは、初めに、議案第18号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の制定についての説明を求めます。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

それでは、議案第18号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書は、17ページから22ページになりますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお開き願います。

別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の概要についてです。

最初に、1つ目、条例の趣旨及び経緯についてです。

令和元年度から建設工事を進めてきました、別海町生涯学習センターですが、このほど2月10日に工事の完成検査が完了し、令和4年4月から新たに運用を開始することに伴い、設置や管理について定めた本条例を新たに制定しようとするものです。

次に、2つ目、条例の概要です。

条例の構成についてですが、第2条から第4条までは、別海町生涯学習センター設置及び名称等に関することを規定しております。

第5条から第6条までは、別海町生涯学習センターの管理及び運営者や職員に関することを規定しております。

第7条から第20条までは、別海町生涯学習センターの使用許可及び使用料、使用の取消し、行為の禁止等を規定しております。

次に、3つ目、施行日ですが、令和4年4月1日から施行するものです。

それでは、議案本文説明を申し上げますが、四角囲みの解説に基づいて御説明を申し上げます。

別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例。

第1条では、生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の目的について、規定しております。

第2条では、2ページにかけまして、生涯学習センターを設置する目的について、規定しております。

第3条では、今後、改修工事を計画しております現在のマルチメディア館を「別海町青少年プラザ」に名称変更し、別海町生涯学習センター付帯施設とすることを規定しております。

第4条では、生涯学習センター及び付帯施設の名称と位置について規定するもので、位置は、それぞれ建物の所在地番を規定しております。

第5条では、生涯学習センターの管理及び運営者が、町教育委員会であることを規定しております。

第6条では、生涯学習センターの職員配置について、規定しております。

3ページをお開きください。

第7条と第8条では、生涯学習センターの使用許可や制限について、規定しております。

第9条から第11条では、4ページにかけまして、生涯学習センターの使用料及びその減免と返還について、規定しております。

第12条では、生涯学習センター使用者は、許可された使用目的以外での使用を禁止することを規定しております。

第13条では、町教育委員会は、生涯学習センター使用者に使用停止と使用許可の取消し及び使用許可の条件を変更できることについて、規定しております。

第14条では、5ページにわたりまして生涯学習センター使用者が、備付け以外の器具を持ち込み使用するときには、町教育委員会の許可を受けることについて、規定しております。

第15条では、生涯学習センターの使用を終えたときは、原状に回復し使用を終えることを規定しております。

第16条では、生涯学習センターの利用者が、建物や設備を毀損又は滅失したときは、賠償することを規定しています。

第17条では、生涯学習センター利用者は、別海町生涯学習センター職員が使用中の部屋への入室することを拒むことができないことを規定しております。

6ページにお進みください。

第18条では、生涯学習センター職員は、管理上適当でない者の入場を拒否又は退場させることができることを規定しております。

第19条では、生涯学習センターでは、営利を目的とした物品の販売や寄付の要請を行うことができないことを規定しております。

第20条では、本条例に関し必要な事項は、町教育委員会規則に定めることを規定しております。

附則では、7ページにかけまして、本条例の施行期日のほか、施行の際に必要な事項を規定しております。

第1項では、本条例の施行期日を定めており、条例の効力が発生する日は、令和4年4月1日とすることを規定しております。

第2項は、本条例の施行にあわせて、「別海町マルチメディア館条例（平成11年別海町条例第8号）」が不要となることから、廃止する旨を規定しております。

最後に別表第1についてですが、8ページにかけまして、第9条第1項に規定する生涯学習センター及び付帯施設となる青少年プラザの使用料金について定めた表になります。

第1号では、生涯学習センターの各諸室1時間当たりの使用料金を、第2号では、青少年プラザの各諸室1時間当たりの使用料金を規定しております。

また、青少年プラザのみに暖房料が設定されておりますが、生涯学習センターの暖房は、役場庁舎と同じく、蓄熱式空調システムを採用しており、施設の性質上、年間を通じて空調稼働するため、時期的な暖房料金を加算せず、使用料の中に経費を含んで算定しております。

なお、8ページ最下段の付記では、暖房料の徴収期間を定めております。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第27号別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を求めます。

○中央公民館長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 中央公民館長。

○中央公民館長（新堀光行君） はい。

それでは、私からは議案第27号別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例については、本町の中央、西、東公民館を一つの条例で規定しており、今回の改正は、先ほどの議案第18号とも関連がありますが、4月から開設いたします別海町生涯学習センター内に現在の中央公民館を設置することに伴い、必要な改正をしようとするものでございます。

議案書は、42ページから45ページになりますが、議案本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料の40ページをお開き願います。

別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

右が改正前、左が改正後の条例で、下線部が、今回改正する箇所となります。

第2条第1号から3号まで各公民館の名称及び位置を規定していますが、このうち第1号の別海町中央公民館の位置を「別海町別海旭149番地1（別海町生涯学習センター内）」と改めるものです。

次に、第13条では、使用料について規定していますが、「前納」としていたものを、使用者に対する利便性の向上及び受付事務の効率化を図るために、今回「納入」に改めるものでございます。

続きまして、第19条では、適用除外の規定を追加するもので、中央公民館の使用に当たっては、本条例の「第11条、使用の制限、第12条、使用の停止又は取消、第13条、使用料、第14条、使用料の返還、第15条、使用目的の変更等の禁止、第16条、特別な設備等、第17条、原状回復、第18条、賠償責任」を適用せず、別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の規定を適用することを規定するものでございます。

続きまして、41ページをお開きください。

第20条は、19条の追加による繰り下げ、規則で定める規定に改めるものでございます。

続きまして、別表第1については、中央公民館の使用料金が、第19条の規定により、生涯学習センターの使用料が適用されますので、1号を削除いたしまして、2号以下、別海町を加え、それぞれ繰り上がるものでございます。

また、第3号、機器等備品使用料、第2項、暖房料の徴収期間では、43ページにわたり、施設名を明確に規定するものでございます。

最後の行になりますが、附則といたしまして、「この条例は、令和4年4月1日から施行する。」とするものでございます。

以上で、議案第27号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第18号及び議案第27号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ちょっと18号と27号について、質問いたします。

まず、別海町の生涯学習センターの設置及び管理等に関する条例の方なんですけど、ここで第9条で使用料、附帯設備等の使用料を規則、これで全部規則に委任していますけれども、使用料とか手数料というのは自治法で決まっています、必ずその条例で定めなければならないという大原則があります。

しかしながら、使用料がまだ未確定、こういう場合には例えば表現として何円を上限としてとか、そういう決め方もありますけれども、この点について規則へ全部委任したということについて、どういうことか教えてください。

それともう一つは、第19条ですけれども、行為の禁止っていうのがあります、生涯学習センターでは、入場料をとる行為だとか、それからの商売の行為ですか、これはできなくなるということになるのか、これについて教えてください。

それから、別海町公民館の設置及び管理の方なんですけれども、場所は移りましたけれども、同じ3館を同じく公民館の設置及び管理っていう条例の中に留まっています。

そうすると、同じ公民館でも中央公民館の取り扱いと西、東の公民館の取扱いが全く違ってくると。

そういうことを想定して、それでもいいということで決めたのかね。

それと、位置と使用料だけの改正であれば、その位置の変更と使用料の別表の改正をすれば、管理運営ができないのかなというふうに思いますけども、このことについて教えてください。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

ちょっと、答えられるところから答えさせていただきます。

まず、27号の3公民館の条例が一つになっているというようなことでありましたけれども、公民館については基本的な使用に関する部分は、どこも共通した考え方になりますので、それらの東、西、中央というものがある中で、これまで、その3公民館を一つにした条例というふうになってたというふうに理解をしております。

ですので、そういった意味では、それぞれの公民館の条例に別々に分けるというような考え方はございませんので、現状のままの条例の作り込みというふうに考えております。以上です。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

---

午前11時47分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 失礼しました。

ちょっと正しく理解しましたんで、まず9条と19条の部分ですね、御質問のありました、ここについてお答えいたします。

9条の部分ですけれども、現時点で附帯施設につきましては、どういったものかというのが、ごめんなさい、附属施設につきましては、きちっと決まったものはありませんので、現時点では、この表現で問題がないということも、規則といいますか、規定上こういう形でも問題ないというふうに理解をしております。

今後ですね、そういったものが附帯施設の方も、きちっと各諸室ですとか、明確に出来上がった時点でですね、必要な規定については、規則等で盛り込むということを考えていきたいというふうに思っております。

また、19条の行為の禁止に関してですけれども、ここに規定のとおりでございますので、田村議員がおっしゃったとおりのことであります。

特に禁止事項については、ここに書いていますとおりでということで御理解をいただきたいと思っております。

また、詳細については、規則等でもうたい込むように考えております。

以上です。

○教育部次長（石川 誠君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（石川 誠君） 私の方からは、田村議員3つ目の御質問にあったかと思いますが、町内に中央公民館、東公民館、西公民館、3つの公民館があって、中央公民館だけ違う取扱いをするかというそういう質問かと思いますが、今回、生涯学習センターという新しい施設が出来上がりました。

その中に機能や組織が公民館組織が入るということですので、あくまでも生涯学習センターの規則を持って、今まであった中央公民館については進めていきます。

何が何でも3公民館があるので、西と東と中央を一緒にするという考えはございません。

あくまでも、生涯学習センターの機能を持たせることとしております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 再度、答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

---

午前11時53分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） すいません。

位置と使用料関係の答弁漏れですね。

位置と使用料につきましては、今回新たに生涯学習センターを設置して、その中に公民館機能を持たせるということですので、あくまでも一部変更の条例ではなくてですね、新たに出来た施設の中に公民館を置くということですので、そのセンターの使用料等を準用するという事で定める必要があったんで、見方によっては重複するという見方もできるのかもしれないんですけども、新たに出来上がった施設の使用料等をその規定を適用するというふうに定めたものです。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） あの4月1日からオープンする運びになってですね、付属設備がまだ決まってないものがあるというか、そういうことだから使用料については、条例にかけないという意味なのかっていうのはちょっと確認します。

それから、行為の禁止については、入場料取って行う行為だとか商売のやつは中央公民館ではできないということですね、そうすると。

それから、もう一つは、位置と使用料の改正では管理運営ができないのかっていう問いには、新しい条例を準用して管理運営をしていくっていうことなんですけれども、それでは、公民館の設置及び管理の方に中央公民館は、生涯学習センターの何条から何条を準用するっていう決め方もあると思うんですが、そこら辺は選択した理由について教えてください。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） ちょっと私の方からお答えさせていただきますけれども、条例

の作成に当たりましては、庁内全体です、議案審査をして、教育委員会の責任判断でやっているという状況ではありませんので、私が中心として議案審査をした中で、今回このような条例案を提出させたということもありますのでね、ちょっと補足説明させていただきますが、まず、使用料の第9条の中の付属設備等を使用するときというのは、ちょっと答弁がですね、正確でなかったかもしれませんが、これはいろんな部屋がありますけれども、それらについては当然、田村議員のおっしゃるとおり、条例で定めなければならないということでもありますから、これは条例の中ですね、センター使用料の一覧の中で規定をしているということでもあります。

この付属設備等っていうのはですね、何をどのようなものを置くかというのがはっきりをしてないから条例で定めないのかという質問ですけども、何をどのようなものを置いて、それを有料としてですね、使用料を徴すべきものなのかどうかということが、はっきりと決まってないというのがありますけれども、備品等のこれらにつきましては、条例で定めることなく、規則で定めることについてですね、条例の作りとしては間違いではないという判断がありますので、細かくその辺を今後規定をしていきたいと。

まず、4月1日からということで、少し慌ただしくオープンすることになりますけれどもね、プレオープンという形で少し肩慣らしをしながらということですね、御理解をいただきたいと思うんですが、ですからこの付属設備等を使用するときの使用料については、場合によってはほとんどが無料でいいよねっていうものもあるかもしれませんが、こういうものについては、どうしても実費少し使用料を徴収しなければならないというのですね、出てくるかもしれませんが、そういう基本的な使用料だけはもちろん条例で定める必要がありますけれども、これらの備品等については規則で定めるという方法も認められているということで御理解をお願いしたいと。

それから、新しい条例の行為の禁止、19条の件につきましては、営利を目的とした物品の販売、寄附の要請、その他これらに類する行為してはならないということと言い切っているんですけども、ここら辺はすごく悩ましい部分はあると思います。

ただ、生涯学習センターで行われるいろんなそういう物品の販売ですとかね、そういうものが公民館ですとかの活動上、公民館もそこに機能は入っていくということになりますので、公民館の活動とあるいは、生涯学習センターとしての目的の達成のためにですね、営利を目的としたものなのかどうかという判断が大変難しくなるとは思いますが、基本的には、例えば何倍の使用料を払えばいいとか、そういう規定はしないでですね、基本的には禁止すると、行為をしてはならないということに定めたということでございます。

場合によっては、悩ましいものも出てくるかもしれませんが、それらの取扱いにつきましては、今後規則の中でですね、細かく規定をして対応していきたいというふうに思っています。

もう1点、公民館設置及び管理の一部改正の方のお話ですが、今回、公民館設置条例の方につきましては、たびたび説明しているという3館についてうたい込んでということですけども、まず、位置が変わると、言ってみれば中央公民館の施設がなくなりますので、その機能が生涯学習センターという建物の中に入りますよっていうことをひとつうたい込んだということですね。

使用料等のことにつきましては、その他の西、東公民館と異なる部分が随分新たに発生するものですから、部屋の数も随分違うですとか、生涯学習センターに新しくできる部屋もあるとかっていうことですね、そういうことなものですから、生涯学習センターの設置

条例の中に細かくうたい込んで、それは中央公民館としての機能を果たすときに、それらの使用料等についても適用させるという思いであります。

田村議員の質問にあったように、中央公民館の現在の条例の中にそれらを適用するんだといううたい込みをするという方法も検討しました。

どちらがいいのかということで検討しましたがけれども、今回、このような適用除外をですね、19条に加えて、その方がわかりいいのではないかなということでの今回の条例の作りとしたところでございますので、御理解をよろしく願いいたします。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 大まかわかりましたけども、私ちょっとこの第9条の使用料の中で、やはり大原則の自治法でそのお金を決める時、使用料の時は条例で決めなければならないという、それを何か超えてしまっているというかね、そういうような気がして仕方がないんで、規則で定めるといっても規則でお金を決めるわけにいきませんからね。

だから、ある程度条例の中で、未確定の場合には、上限が何ぼとかですね、そういう範囲を用示さないと規則に委任できないことに法制執務でなっていますので、そこはちょっと考えてほしいなと思います。

それから、器具と言っても、中央公民館以外ですか、今まで中央公民館の器具というのはステージの照明器具だとかスポットライトだとか放送施設だとか暗幕とかそういうものに対してお金を取っていたんですから、それが今聞いたらまだ決まってないとかですね、そういうようなことではないんではないかな、取れるものあるんでないかと思います。

そこら辺も含めて規則とかですね、再度精査してもらえれば別にいいですけども。

そういうことです。

答弁は要りません。

○議長（西原 浩君） そのほか質問ございますか。

○9番（今西和雄君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 初歩的な質問なんですけど。

ずっと仮称別海町生涯センターで何年かこう呼ばれてて、ようやく完成して、別海町生涯センター、ちょっと自分の受け止め方が違うかもしれんけど、公募して「みなくる」っていう愛称でしたっけ。その作った名称はどういう位置づけになるのか。

自分としては、第4条で別海生涯センター、その後にみなくるってつけても差し支えないんじゃないかなって気がします。それじゃないと、公的に言うときは別海町生涯センターで、呼称、この別海で呼ぶときはみなくるってそういうちょっとこう、何ていうのか受け止め方としてあるんで、その辺ちょっと名称について再考していただければと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

あくまでも条例の作り込みということで説明をさせていただきますけれども、他にもこういう施設にですね、愛称をつけているところっていうのは、いろいろあろうかと思います。

そんなような他の施設何かの条例も、参考にはさせていただいたんですが、この条例の中にですね、あえてその愛称の部分まで入れているというようなケースはちょっと、ほぼ

なかったのかなというところで、愛称として広く募集をしてですね、みなくるということで決定をさせていただいて、今後もですね、通常呼ぶときには、みなくるという愛称で親しみを持ってですね、呼ばれるというふうに考えられますが、あくまでも条例上は愛称の部分はいれずに正式名称といいますか、生涯学習センターということで規定をさせていただいておりますので、ちょっとその辺御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○9番（今西和雄君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 御理解はしていただくんですけど、ただ、一般的に呼ぶ呼称がその建物の名称になって、例えば条例で位置づけた云々っていうことになってくるとね、すごくその何ていうんですかね、いやいや、これはみなくるじゃなくて、別海町生涯学習センターだっていうそういうことも出てくるんじゃないかと思うんで、やっぱり愛称というものを、みなくるという位置づけをしっかりと受け止めるっていう意味でも、この名称の中に、自分はいれといた方がスムーズにこれから町民も対外の人にもわかりやすい。

他の自治体がどうのこうのそれはいいんですけど、うちの町としてはそういう考え方でやっていただきたいということで再度。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをさせていただきます。

確かに、今西議員言うとおりの、愛称、簡単な方という方がわかりやすいということで、そこは理解するんですが、条例の作り込み上、正式名称でやるという部分であくまで生涯学習センターという明記をさせていただいたということでございますので、今後皆様方が呼んでいただくものについては、みなくるという名称で呼ばれるのは結構だと思いますが、今回のこの部分については、正式名称で行かさせていただきたいということで、このような明記させていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○9番（今西和雄君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 御理解いたしましたので、今後そういう意味では、ようやく出来上がった待ち望んだ施設ですんで、呼び方はそれぞれあるかもしれませんが、親しい気持ちを込めてあの施設を呼ばさせていただきます。

はい、よろしいです。

○議長（西原 浩君） ここで、1時まで休憩いたします。

休憩後に、お受けいたします。

午後0時08分 休憩

---

午後0時58分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、引き続き質疑をお受けいたします。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 大きく分けて2つ質問します。

1点目はですね、例えば使用の制限、第8条に関していろいろ書いてあって、全各号に掲げるもののほか、教育委員会において、不相当と認めるとき。

あるいは、使用料の減免の部分もですね、教育委員会は特に必要と認めたときはというような文言、それから使用の停止又は取消しのところも教育委員会が特に必要と認めるときっていうようなことで、教育委員会の判断に委ねられる部分ということで書いてあるんですが、先ほどの論議もありましたけど、どういう範囲でこれを規程するのかってというのはなかなか難しいところがあるんで、規則等でその点についての判断基準みたいなんですね、大体そういうものが作られるんだろうなというふうには思っているんですが、その点を1点確認したいと思います。

それから、2つ目なんですけど、センターの使用料の一覧が案として出ていてですね、(2)の付帯施設の使用料については、大体マルチメディア館の時代のものがそのまま踏襲されている額についてですね、踏襲されているようなんですけど、センター使用料の一覧についてはこれは全く新しい施設ですので、新たな使用料設定になってるんだと思うんですね。

お聞きしたいのは、こういうふうには算出した基準がどこにあるのかっていう点でお聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○中央公民館長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 中央公民館長。

○中央公民館長（新堀光行君） はい。

お答えいたします。

ただいまの御質問、まず1点目でございますが、生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則の関係の御質問と思いますが、今後ですね、教育委員会の方で制定させていただく予定ではございますが、その中でですね、使用料の減免という項目を設けてございます。

それにつきましても、公民館条例と同等の減免ということで、例えば公共のために行う行事ですとか、集会で町及び町の機関が主催又は共催あるいは後援等する場合は免除するですとか、社会福祉団体や地域自治会等の公益団体が主催する行事等の場合は50%減額するですとか、ただし老人クラブ、高齢者福祉団体が使用する場合は免除するですとか、あと学校ですね、学校さんで行われる使用する場合は免除するですとか、そういう公民館条の方にのりつった形の減免にする予定で考えてございます。

続きまして2点目の御質問でございますが、生涯学習センターの使用料の基準でございます。

基準につきましては、令和元年度に策定いたしました町の各施設の使用料及び手数料の見直しに関する基本的な考え方に基きましてですね、その原価に受益者負担割合を用いて算出しております。

原価につきましては、直工費で金額として経費は含まない単体の金額として計算してございます。

具体的に申しますと、公民館でも同じなんですけれども、従来の公民館の数値、部屋の貸出しにつきましては50%といたしまして、施設の大きいホールにつきましては25%といたしまして、3公民館申し合わせ事項と同じになってございます。

根拠となるのがですね、例えば受益者負担でありましたら、開館日数だと思うんですけ

ども、今の想定では、公民館では毎週月曜日休館にしてみましたけれども、センターの方では、年末年始の6日間のみ休館ということで考えてまして、開館が365日とした場合ですね、引きますと359日を根拠とした計算に基づいて、金額の設定をさせていただきます。

料金につきましても、現在の中央公民館と極端に、相違がある形にはなってございません。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） この規則についてなんですけれども、公民館条例の規則をこのまま当てはめるっていうように聞こえたんですけど、これは新しい条例ですので、その規則についても新しく作られるんだろうというふうに推測してるんですが、その点をちょっと確認したいと思うんです。

これから作るっていうことなのか、もう既にそれはできていますっていうことなのか、これから作るとしたらいつまでにできて、どういう形で公開されるのかというようなことについても、教えていただきたいというふうに思います。

それから、使用料に関してですが、そうだろうなというふうに思っていたんですが、予想したとおりの御答弁でございまして、もう1点ですね、つけ加えてお聞きしたいのは、近隣の他のですね、同等の施設との比較などはやられたのかということを加えてお聞きしたいと思います。

○中央公民館長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 中央公民館長。

○中央公民館長（新堀光行君） はい。

ただいまの中村議員の質問にお答えいたします。

まず、近隣市町村との比較をしたのかということですが、近隣の中標津町ですとか、根室市等の料金設定も参考にさせていただきましたが、いずれもうちの町よりは若干高めの設定になってるかなと思います。

後ですね、さっきの答弁漏れがございまして大変申し訳ございません。

使用の許可についてですね、一番最後の不相当と認めるときというのがありましたけども、その判断につきましては、都度教育委員会について判断させていただくということで考えてございます。

以上です。

大変失礼しました。

規則につきましては、今月中に教育委員会議がございまして、その中でですね、制定させていただくということで、ただいま準備を取り進めております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） これから決めるっていう御答弁でしたけども、もう一つですね、どういうふうに公開されますかっていうことをちょっとお聞きしたんでその点が抜けてたと思うんでちょっと教えてください。

○中央公民館長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 中央公民館長。

○中央公民館長（新堀光行君） はい。

大変失礼いたしました。

先ほどの質問にお答えいたします。

今後の予定といたしましては、4月1日付です、公布という形をとらせていただきたいと思います。

規則を公示ですか、ということで考えてございます。

以上です。

○議長（西原 浩君） ちょっと聞きづらいので、もうちょっとはつきりもう1回お願いします。

○中央公民館長（新堀光行君） はい、すいません。

今月中に開催の教育委員会議に提案いたしまして、そこで決まり次第ですね、4月1日付で、公布、公示予定となっております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 教育委員会議で諮って、制定するというところでよろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） そのほか質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ただいま議題となりました議案第18号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の制定の件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎日程第14 議案第19号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第19号議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（入倉伸顕君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（入倉伸顕君） はい。

議案第19号議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書23ページをお開きください。

本条例の一部改正は、別海町生涯学習センターの設置に伴い、本施設を住民生活と密着度の高い公の施設及び特に住民生活と密着度の高い公の施設として、本条例に位置づけることや、併せて既存の施設についても位置づけ、見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

改正本文の朗読は省略し、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の9ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、表の左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第2条の改正は、地方自治法第96条第1項第11号では、条例で定める重要な施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせる場合については、議会の議決が必要であることを規定しています。

本条では、住民生活と密着度の高い公の施設を条例で定める重要な施設として位置づけをし、住民の公の施設利用権を保護・尊重し、ひいては、住民生活の安定を損なわないよう、5年を超えて独占的に利用させる場合には、議会において、出席議員の過半数の議決を経なければならないと規定するものです。

本条各号には、既存の施設について見直しを行い、今回位置づけをする各施設について、第1号の「地域会館、地域センター」から第27号の「下水道事業施設」までを規定するものです。

生涯学習センターについては、第23号で「生涯学習センター、公民館」として、規定しています。

なお、本条例で規定する公の施設については、本町の公の施設のうち、住民生活と密着度の高い公の施設を抽出し、条例で定める重要な施設として位置づけをしています。

また、各施設の記載方法については、具体的な各施設の名称での記載を省略し、改正前と同様な記載方法としています。

次に、資料10ページ。

第3条の改正は、地方自治法第244条の2第2項では、条例で定める重要な公の施設のうち、条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、または条例で定める長期かつ独占的な利用をさせる場合については、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないことを規定しています。

本条では、特に住民生活と密着度の高い公の施設を条例で定める特に重要な施設として位置づけをし、住民の公の施設利用権を保護・尊重し、ひいては、住民生活の安定を損なわないよう、10年を超えて独占的に利用させる場合、またはこれを廃止する場合には、議会において、出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないことを規定するものです。

また、本条各号には、第2条で規定した公の施設のうち、特に住民生活と密着度の高い公の施設を抽出し、第1号の「地域会館、地域センター」から、資料11ページの第18号「下水道事業施設」までを規定するものです。

生涯学習センターについては、第14号で「生涯学習センター、公民館」として、規定しています。

なお、附則として、「この条例は、令和4年4月1日から施行する。」ものです。

以上で、議案第19号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第19号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 2、3点伺います。

改正条文の2条なんですけれども、改正前には出席議員の過半数っていう表示がなかったのが今回追加されています。

自治法では、単純に出席議員の出席といいますか、議会の議決を得ればいいということなんですけれども、これはなぜ、あえてまた再度条例の中で、過半数の議決を経なければならないというふうに記載したのか、改正前は何もないんですけども改正後はこうなっています。

これは、ほかの例えば別海町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、この条例も同じなんですけども、これには別に過半数も、出席議員の過半数の議決を経るとかそういう言い方をしてません。ただ、議決を経なければならぬと、そういう規定になっているんですけれども、これだけ違うというのはなぜそうふうにしたか、ちょっとお聞きします。

それから、これ3条の条例なんですけれども、これ見たらほとんどが改正なっているんですよ。いじってないの1条だけなんです。

このように、もう大部分がこの改正になるのは、例えば2条もほとんど半分以上変わってますし、3条も変わってます。

そしておまけに、各号、2条では9施設から27に改正して、それから3条では、3施設から18施設に改正している条文なんですけども、これはこういう場合には法制執務室やなんか見てみると、改正部分が大部分になる場合には、全部改正っていう手法を用いているんです。

あるいはですね、前の条例を廃止して、新たにその新規な条例にするとかですね、そういう手法が取られてるんですけども、今回こういうふうにした理由について、ちょっとお伺いいたします。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

2点にわたって御質問いただきましたので、順にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、出席議員の過半数の文言をあえて付記しているのはなぜかという趣旨の御質問かと思えますけれども、もちろん、議会の議事については、出席議員の過半数でこれを決するというのが、自治法で定められていることですので、例えば、今回の3条の場合のように特別議決の場合を除いては、基本的には出席議員の過半数があつて議決を要するということになりますので、あえて文言を付す必要がないのではないかということに関しては、そういう考え方も、そのとおりだというふうに思っております。

しかしながら、今回のですね、条例の改正につきましては、第2条で重要な公の施設を長期かつ独占的な利用をさせることの議決についてをうたっており、そして第3条では、その中でも、特に重要な公の施設をさらに長期に独占的な利用をさせる場合、または廃止をさせる場合の特別議決を定めているということもあり、議案説明にもありましたとおり、より住民に密着をした施設に対する取扱いに言及をしているものであるということから、公の施設の重要性の位置づけの違いによって、議会の議決要件のハードルに違いがあるということ、よりわかりやすくお伝えするという意味から、第2条条文に出席議員の過半数という文言を示させていただいたところでございます。

田村議員がおっしゃったようにですね、他の条例との条文の表現と異なるということについても十分そのとおりでございますけれども、この条例の趣旨、先ほども申し上げましたけれども、重要な公の施設、そして特に重要な公の施設それぞれについて、議会の議決要件がどういうものがあるのかということ、具体的に住民にもお知らせするという意味で、わかりやすく記載をさせていただいたところでございます。

それから、もう1点の方については、この条例改正の手法ですけれども、全部改正、あるいは、過去の条例の廃止をした上での作りということでもいいのではないかということ、ですけれども、議員おっしゃられるように、条例改正については、全部改正の手法あるい

は一部改正の手法それぞれでございます。

私どもも、この条例の改正するに当たっては、全部改正というような手法についても十分検討した上で、進めてきました。

全部改正の場合については、議員おっしゃったように追加や、あるいは既定の移動であったり、あるいは改正が非常に複雑になったりわかりにくくなる場合には、全部改正とすることか、一般的には多いというふうにされていますけれども、その一方で、改正の方式に明確な基準があるわけではないということも、法制執務にかかる研究会組織の見解としても示されているところではございます。

今回の条例改正につきましては、過去の改正から半世紀以上が経過をしているということもあり、これまでの条例の適正な管理という観点からも、多くの反省材料が明らかになったというところでございますけれども、条例の内容そのものは全3条からの構成に変わりはなく、また、条例で定める重要な公の施設のうち、特に重要な公の施設の利用または廃止に関して規定するという作りも、基本的には変わっていないものではありません。

また、号が大幅に増えているというようなことはありますけれども、多岐にわたっての校正というような内容の条例ということでもないという判断から、今回、一部改正という手法により条例を改正をさせていただくことといたしました。

ただ議員おっしゃるとおり、そして我々も議案を提案させていただく場合に、どのような手法がわかりやすいのかというような考え方を十分とった上で、今回、こういう形を取らせていただきましたけれども、条例の改正のあり方についてはですね、今後もその条例の内容に沿ってですね、ふさわしい改正の手法というものに努めていきたいなというふうに思います。

また、改めまして先ほど申し上げましたとおり、条例の適正管理という部分については、半世紀以上を経ている条例の改正ということで、この間位置づけられていなかった、公の施設についても合わせて位置づけさせていただくという手法を取りましたので、今後の適正な管理には十分努めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解の方お願いいたします。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 今後、進行管理についてしっかりやるということなんで、ただやっぱりこれはどう見ても、わかりやすいからこの所に過半数っていう出席議員の過半数、これは何か後から取って後付けかなという気がしますけどもね。

言っている意味は3条で同意というところがあるから、それについては、この条例の状態によってこれもありかなというふうに思います。

それはよくわかりました。

あとは、やっぱり全部改正の方は明らかに大半が変わってるということは、やはり手法として一部改正という条例では法制執務でしっかりと書いてますんでね、今後は、結果は同じなんです。

一部改正やっても全部改正やっても新規条例やっても結果は同じなんですけれども、私たちこう審査する時には、やはりわかりやすいような改正の方法、これを今後検討してもらおうとかやってもらえばそれでいいです。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第15 議案第20号

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第20号別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（入倉伸顕君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（入倉伸顕君） はい。

議案第20号別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書26ページをお開き願います。

初めに、条例改正の概要について説明いたします。

これまで本町では、監査業務の重要性を鑑み、平成22年度から監査委員の3名体制をとってきており、この間、監査体制の強化や各種見直し、効率化の取組などが進んできたところです。

行政内部についても、定期監査や決算審査等をとおして、会計処理や事務処理についての各種見直しも進んできたところです。

また、近年の全道での選任の状況等を踏まえると、政令で定める市以外の市町村で委員定数を3名としているのは、4つの市と本町の5つの自治体のみで、本町以外は地域の中心都市で、いずれも人口が比較的多い自治体のみであり、道内その他の市町村については、法令の基準どおり、定員は2名となっているところです。

このことから、今般、監査委員の定数につきまして、法令の基準どおり2名とし、併せて所要の改正を行おうとするものです。

改正本文の朗読は省略し、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の12ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、表の左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第2条の改正は、監査委員の定数を、改正前の「3人」から「2人」に改正するものです。

次に、第3条代表監査委員の規定について、地方自治法第199条の3第1項では、監査委員の定数が2人の場合において、そのうち1人が議員のうちから選任される監査委員であるときは、識見を有する者のうちから選任される監査委員を代表監査委員としなければならないと規定していることから、今般、本条を削るものです。

次に、第3条を削ることに伴い、第4条から第13条までを1条ずつ繰り上げるものです。

なお、附則として、「この条例は、令和4年4月1日から施行する。」ものです。

以上で、議案第20号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第20号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○8番（松壽孝雄君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番松壽議員。

○8番（松壽孝雄君） 2点について御質問したいと思います。

まず、平成22年に2名から3名に増になって、そして今回、また、3名から2名に改正するということですが、今回のこの3月の定例会において、改正しなければならなかったという何か理由があって、この3月の定例会に改正をしたのか。それが1点です。

それから、今まで3名で監査をしておりますけれども、全道的に言ったら4町村しか3名体制でないということですが、うちの町としては一般会計、企業会計、特別会計等で約300億の予算がありますとなると、今まで3名でやっていた監査が2名になるということで、その2名について負担がかかるのではないかと思いますがいかがですか。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） ただいまの質問、私の方からお答えいたしたいと思います。

まず、3月の定例会で条例改正をしなければならなかった理由は何かということですが、御存じのとおり、現在、識見の方の監査委員さんは2名いらっしゃいます。

議員の監査委員さんは、議員の任期によるということになっておりますので、来年の4月30日までが議選の監査委員さんの任期ということになりますけれども、他の識見者の方につきましてはそれぞれ任期がございます。

1名の方は、3月、今月の3月12日まででございます。もう1名の方は、来年の3月31日ということになっております。

どなたかということはおきまして、現在、3月12日任期の方につきまして、任期満了をもって退任いたしたいと、そういう申し出が町長の方になりました。

そのことが、一つの理由でありますのと、現在、12年間3名体制でやってまいりましたけれども、例えばそれをですね、1年間だけ延ばすとか2年間だけ延ばすとかっていうのは、ただいま申し上げたとおり、監査委員さんの任期のことを考えた時にはですね、非常に難しいという判断をいたしまして、今回の3月定例会において、3名から2名に改正したいということになりました。

この3名から2名にするということにつきましては、4年前からも随分検討してまいりましたけれども、いろんな状況を総合的に判断しまして、今回ということでございます。

また、予算規模が全部合わせると300億規模で、今の3名体制から2名体制での監査はどうかということでもありますけれども、このことにつきましても、現在、3名体制でやっていることに伴ってですね、いろんな監査の項目も多岐にわたって増えている部分があると思います。

したがって、議選の監査委員さんも含めてですね、年間の監査委員さんの活動日数というのが、他の市町村と比べると非常に多いというのが実態でございます。

ただ、このことは監査委員さんの方からの状況も聞き取りした中ではですね、2名体制でやっていた時よりも、やはり3名体制にした中で、監査項目、監査事項、あるいは監査に関わるその日数が増えてきたということも聞いておりましたので、その場合3名から2名になった場合はですね、監査の内容についても、もう一度を検討することにはなるとは思いますけれども、極端に3名体制が2名体制になったことによってですね、その負担が大きく増えるということにはつながっていかないのではないかと考えております。

提案理由の中でもちょっと申し上げましたけれども、現在、3名体制で行っておりますのは、全道で釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市それと別海町でございます。

ですから、それ以外の1市4町、別海町除く1市3町は全て2名体制でありますし、予算規模の話で言いますと、根室市の予算はですね、別海町をはるかに超えてるという状況にもあります。

監査の中身につきましては、内容につきましては、監査委員さんの皆さんが協議されて決めていくことなんだろうというふうに思いますので、ちょっと個別の推測での話は控えさせていただきますけれども、質問にあった3名を2名にすることによって大きく負担が増えるのではないかということにつきましては、いろいろを協議、検討されることではないだろうかというふうに考えております。

以上です。

○総務部次長（入倉伸顕君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（入倉伸顕君） はい。

先ほどの説明内容の訂正をさせていただきます。

先ほど附則の部分で、この条例は、令和4年4月1日から施行すると説明いたしましたが、「令和4年4月1日」を「令和4年3月13日」と訂正させていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西原 浩君） 松壽議員よろしいですか。

○8番（松壽孝雄君） はい。

○議長（西原 浩君） そのほか質問ございますか。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 今の質問に対する答弁をお聞きしてましてね、2点ほどのちょっと解せない部分があるということで質問させていただきたいんですが、1点目はですね、2人から3人にした平成22年時の論議の中では、監査機能をやっぱり強化しなきゃいけないということで、それまですごい弱かったということじゃなくて、予算規模あるとか事業の規模であるとかそういうこと勘案すると、やはり1人増やして3人にしなければいけないんでないかというふうにして、議会もそういう方向で賛成したということだったと思うんですが、そういうことからするとですね、その時にも、他の自治体がどうこうであるとかそういうようなことが主な論議ではなかったと思うんですよ。

別海町の監査機能を強化すると、こういうことの1点で、議決をしたんだというふうに記憶しているわけですね。

そういう意味では、周りがどうこうということも確かに一つの基準にはなりますけれども、3人にした時の状況を顧みるとですね、やはり別海町の監査機能を強化するという点での点が一番重要なのではないだろうかというふうに思いまして、盛んに3人のところは少ないってというようなことで強調されていまして、それはいかなものかというふうに1点思うということですね。

それからもう1点は、確かにいろんな情勢の変化もあるんだろうけれども、決定的に3人から2人にしなければいけないってその情勢の変化がね、お話を聞いてもよくわからないんですよ。

そこら辺を説明していただければというふうに思います。

情勢の変化というのはこうこうこうだから2人にしても大丈夫なんだっていうね、そういう説明であります。

よろしくをお願いします。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい、お答えいたします。

中村議員に今質問されたとおり、私の今松壽議員に対しての答弁がですね、他の自治体との比較のことにちょっと集中し過ぎたというのはですね、そのとおりだったかなと思って今反省しておりますけれども、3月の定例会でどうしてっていうことだったんですから、そのことについてちょっと定数の問題、監査委員さんの任期の問題も含めて、説明をちょっとしたということなんですけれども、提案の理由の中でも申し述べたとおりですね、これまで12年間にわたってですね、監査の重要性をしっかりとですね、職員もまた監査委員さんの適格な御指導をいただきながらですね、職員もしっかりとこの間、取り組んできた。

社会情勢いろいろ変わってきてる部分もあるということもありますけれども、思いちょっと浮かべますと、議会の事務局の職員と監査委員事務局の職員がですね、併任で今現在、3名、2名いますけれども、たしかこの増やした時なんかはですね、その寸前というのは、兼務の職員が1人ずついたような形になってですね、2.5と1.5とかという状況もあったようにちょっと覚えております。

その後、監査のいわゆる事務局の体制も含めまして、随分変わってきたなというふうに思っております。

これもまた他と比べるとですね、他の自治体と比べるとはいかがかということはあるかもしれませんが、ここの中標津町とか比べてみましても、監査の事務局に専従で2名置いているというのはもう全道の中でもないと思います。

そのようにですね、いろいろと状況を見ながら、事務局の職員の体制もしっかり整えてきたというふうに考えておりますし、監査の内容につきましても、やはり3名体制にした頃は、大変いろんなことを初歩的なことも含めて御指摘を受けたりですね、監査委員務めた議員さんもいらっしゃいますから、よく何回も厳しく御指導、指摘をいただいたということもありますけれども、ここ数年におきましては、監査の指摘事項も随分と少なくなってきたというふうに考えておりますし、先ほど申し上げたとおりですね、効率的で効果的な監査体制も整ってきたというふうに考えておりますので、決して他のところが3名体制のところが少ないからというだけの理由ではなくてですね、この12年間で随分と変わってきたということも背景にあつてということでもあります。

そんなことですね、何をもってしたら、こういうことがこうなったから、だから3人が2人でいいんだということを示せというふうになるとちょっと難しいですけども、今言いましたようなことを全体的にですね、総合的に判断して、2名体制でやっていくということは可能ではないかなということ判断をしたということでございます。

先ほど申し上げましたけども、この3名体制を2名体制にするということはい最近そういうことを検討し出したということではなくてですね、8年前からもそういうことについてはいろいろと議論をしてきているということでございます。

ただ現実的に、監査委員さんの任期等もあるということも考慮しましてですね、今回の条例改正の提案になったということでございます。

○議長（西原 浩君） 中村議員、今ほぼ2点に関しては答弁あったと思うんですけども。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 御答弁ありがとうございます。

えーとですね、今くしくも副町長がおっしゃられたね、合理的に説明するところが難しいというふうにおっしゃったというふうには受け取ったんですが、そこなんですよ。

やっぱり大事な点をね、こういうふうには条例改正を出すからには、こういうふうには3人から2人にしても、監査機能は決して衰えないと、こういうふうにするから大丈夫なんだと。

あるいは、情勢のこういうふうには変わった、職員体制もこう変わったということを実体的に示してですね、そして、理解を得るような説明していただきたいなっていうふうに思って質問したわけですが、そこんところやっぱり難しいとおっしゃるだけにですね、やはり難しいんだろうなというふうには思うんですが、その説明にいま一度していただければと思います。

○議長（西原 浩君） 中村議員、今前段、副町長が監査機能の強化の部分は職員体制を整えたという部分と、それから情勢の変化っていうのは、12年間やってきてというそういう答弁であって、同じ答弁になると思うんですけども。

よろしいですか。

○13番（中村忠士君） わかりました。

○議長（西原 浩君） 副町長よろしいですか。

答弁ありますか。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 中村議員に私が歯切れの悪い答弁をしてるものですから、何となくまた質問をせざるを得ないような状況に陥らせてしまったのではないかと考えて大変申しわけないんですが、あの監査の体制につきましては、人数が例えば3名から2名になったからといってですね、今やっている監査内容をどうしたらいいのかっていうことをですね、町側から確認をしたり、町側からこのところの監査をやらなくてもいいだろうとかっていうことをお願いしたりということは、ちょっとそれは難しかったということもありますので、現実的には、2名体制が3名体制になった時もそうですけれども、監査委員の皆さんの中でですね、それじゃあこういう監査は今まではやられてないような監査もあるんですけども、うちの町はやろうというようなことでですね、この12年間ほかの市町村でやってないような監査もやっていただいたというのは事実としてあります。

ですから、そういうことも含めてですね、2名体制になった場合、あるいはこの12年間でいろいろと執行機関側がですね、改善してきたこと等もですね、踏まえていただいて、体制としてはどのような監査をどんな形でやっていくのかっていうのは、監査委員さん方の協議の中で決めていただければなというふうに思います。

いずれにしても、事務局の体制もしっかり整えましたし、いろいろと職員から求める職員が提出する書類等につきましても、今、効率化を図ってですね、ペーパーレス化だとかも進めて対応してきておりますので、そういう意味では、監査委員さんの今労力と言いますか負担をですね、少しずつ軽減されてきたということも私たちとしてはですね、その辺を考えた上での今回の判断だということでございます。

○議長（西原 浩君） それでは、そのほか質問ございますか。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ちょっと関連しますけれども、確かに事務局に2名専従置いているところはほとんどないんです。

そして12年間、私も経験者でありますけれども、そういう中であるルールが引かれてきているのは間違いないです。

そして自治法の改正によって、監査基準というのが全国一律決まりましたから、それののっかってやるということと、監査専門員の報酬というのはうちの町だけの条例化されますから。

ですから、そういうのも使えるということも含めてね、効率的な監査ができるという判断をしたと思うんですが、そのとおりですよ。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 今、田村議員の方から助け船のような形で質問をいただきました。

自治法がですね、平成30年に改正されまして、今、田村議員の質問にあったようないろんな項目が追加されたりですね、順次改正していくということになってきております。

監査専門員のことにつきましても、今言いましたように、どうしてもその専門的な監査が必要な場合はですね、監査専門員を置くことも条例改正でも、監査委員の方から指摘を受けてやっておりますし、いろんな部分で監査基準についても今しっかりと監査委員の方ですね、毎年作っていただいて我々もそれを準じて、監査を受けているという状況にありますので、田村議員質問のとおりでございます。

○議長（西原 浩君） はい、そのほか質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

ここで、10分間休憩します。

午後1時52分 休憩

---

午後2時00分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

#### ◎日程第16 議案第21号から日程第17 議案第22号まで

○議長（西原 浩君） 日程第16 議案第21号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第17 議案第22号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

議案第21号及び議案第22号の2件につきましては関連がありますので、一括して内容を説明させていただきます。

議案第21号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明をいたします。

議案書27ページをお開きください。

本条例は、近年のデジタル化の推進に伴い、国が定める当該基準の一部が改正され、特定教育・保育施設などの事業者が行う記録、作成、保存などを行うものや、保護者との間の手続などに関する書面等で行うものについて、現在の方法に加え電磁的方法による対応も可能とされたことから、国の改正に準じて条例の一部を改正しようとするものです。

改正本文の朗読は省略いたしまして、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の14ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正前において、第1章から第3章まで構成されていますが、第4章として1章を追加し、改正前に規定していた特定教育・保育施設の運営に関する基準である第5条第2項から第6項、及び特定地域型保育事業の運営に関する基準である第38条第2項を削除し、資料18ページになりますが、改正後において、「第53条電磁的記録等」を第4章に追加しようとするものです。

これは、事業者と保護者との間の手続など、保護者の利便性の向上や、事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、書面等で行うものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加するとともに、所要の整理を行うものです。

第1項では、事業者における書面等の作成、保存等について、電磁的な対応を認めることとするほか、保護者との間の手続等に関係するものについて、書面等に代えて電磁的方法による対応が可能である旨を規定するものです。

第2項では、事業者から保護者への書面等の交付または提出について、保護者の承諾を得て、書面等の交付または提出に代えて、電子情報処理組織を使用して提供することができることを規定しています。

第3項では、第2項で提供する方法は保護者が文書を作成することができるものでなければならないことを規定するものです。

第4項では、書面等の交付または提出に加えて電子情報処理組織を使用して提供するときは、その用いる電磁的方法の種類と内容をあらかじめ保護者に対して示し、承諾を得なければならないことを規定するものです。

第5項では、保護者から電磁的方法での提供を受けない旨の申出があったときは、書面等により交付または提出しなければならないことを規定するものです。

第6項では、利用者からの同意の取得についても、電磁的方法によることができる旨を規定するものです。

そのほか所要の改正を行おうとするものです。

なお、附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第21号の内容説明を終わります。

続いて、議案第22号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明をいたします。

議案書は31ページになります。

本条例の改正につきましても、先ほどの議案第21号と同様に、国が定める当該基準の一部改正が行われ、家庭的保育事業者等による諸記録の作成など書面で行うものについて、現在の方法に加え電磁的方法による対応が可能である旨の規定が追加されたことから、国の改正に準じて条例の一部を改正しようとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の23ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

本条例は、改正前において第1章から第5章までで構成されていますが、改正後においては、第5章の次に1章を加え、第6章に「第49条電磁的記録」として、事業者等による諸記録の作成など書面等で行うものについて、現在の方法に加え電磁的方法による対応が可能である旨の規定を追加しようとするものです。

なお、附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第22号の内容説明をおわります。

○議長（西原 浩君） 議案第21号及び議案第22号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第18 議案第23号から日程第19 議案第24号まで

○議長（西原 浩君） 日程第18 議案第23号別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について、日程第19 議案第24号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

○町民課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 町民課長。

○町民課長（皆川 学君） はい。

議案第23号及び議案第24号の2件は関連がありますので、一括して内容説明いたします。

まず、議案第23号別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

議案書の33ページをお開きください。

本条例の改正は、現在、本町では、証紙により、し尿処理手数料を徴収していますが、この方法については、事前に準備すべき証紙の金額がわからない、不在の場合や証紙の額が不足した場合は役場や支所まで出向かなければならない、現場での証紙の受渡しに時間がかかるなど、かねてより町民や収集業者から不便であるとの声が上がっていました。

証紙については、東京都、大阪府、広島県など、都心部を中心に全ての証紙を廃止している都府県が複数あるなど、近年、全国的に見直しがされており、近隣市町村では、釧路市及び釧路町が、し尿処理手数料を証紙によらず納入通知書により徴収しているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、証紙を現場で受渡しする現在の方法に、感染の不安を抱く町民が一定数いると考えられることから、非接触型の納付の方法の導入は、早期に実現すべき課題となっています。

このことから、従前からの課題であった利便性の向上を図るとともに、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び町民の不安解消を図るため、し尿処理証紙を廃止し、納入通知書による徴収への移行を行うため、本案を提出するものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の24ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

改正前、第2条及び第3条第1項第1号に規定された、し尿処理手数料に係る文言と併せ、第3条第2項で定められたし尿処理に係る様式を削除し、改正後の第2条証紙による収入の方法により徴収する歳入及び第3条証紙の種類及び形式から、し尿処理手数料を削除するものです。

なお、削除する様式については、26ページに記載のとおりです。

次に、改正前、第3条第1項第2号について、改正後に文言の整理を行い、同項第3号と併せて、改正後において1号ずつ繰り上げるものです。

第7条及び、次のページ、第8条については、それぞれ改正後に文言の整理を行うものです。

29ページにお進みください。

附則として、1項では施行期日を令和4年6月1日とし、し尿処理手数料について、証紙から納付書への移行、周知期間を設けるものです。

2項では、経過措置として、施行日前に購入したし尿処理証紙について、施行日から5年間、還付金の請求期間を設けるものです。

3項では、売りさばき人を対象に、誤ってまたは不正に売りさばくことがないように、廃止したし尿処理証紙について、遅滞なく返還を求めるものです。

以上で、議案第23号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第24号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

議案書の36ページをお開きください。

本条例の改正は、別海町証紙条例の一部を改正する条例と同様に、従前からの課題であった利便性の向上を図るとともに、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び町民の不安解消を図るため、し尿処理証紙の廃止及び納入通知書による徴収への移行と併せ、本町の一般廃棄物の収集に際して、排出できない廃棄物の整理を行うため、本案を提出するものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の30ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表になります。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

初めに第16条ですが、各号については、町が収集を行わない廃棄物をそれぞれ規定し

ています。

改正前、第4号中「第6条に定める」は、パソコン及び充電式の密閉型蓄電池を指していますが、パソコンについては、町民の利便性を図るため、現在、小型家電として収集していることから、改正後において、「別表第6中2の項の上欄に掲げる」充電式の密閉型蓄電池のみ収集しないこととするものです。

第5号について、適正処理困難物以外に指し示すものがないため、改正後に「等」を削り、「適正処理困難物」とするものです。

第6号については、第1条目的において、処理とは分別、保管、収集、運搬、再生及び処分等としていることから、収集処理には同じ意味が含まれ適切ではないため、「収集、運搬及び処分に著しい支障を及ぼす物」と文言を整理するものです。

31ページをお開きください。

改正前、第21条第2項を全文削除し、改正後のし尿処理手数料について、証紙によらず納入通知書による徴収とし、同条第3項については、改正後に繰り上げ第2項とするものです。

第22条第3項について、地方自治法第231条の2の規定では、手数料の徴収と規定されていることから、改正後に納入から徴収へ表現を変更するものです。

第23条は、証紙による手数料の徴収方法を規定していますが、し尿処理手数料は、納付書による徴収とし、ごみ処理手数料及びごみ処分手数料については、改正後の第22条第3項で証紙による徴収を規定していることから、改正後に第23条を全文削除するものです。

改正前、第24条中「第22条」については、改正後に1条繰り上がることから、第23条中「前条」と表現を改めるものです。

32ページをお開きください。

改正前、第25条から第31条をそれぞれ、改正後に1条ずつ繰り上げ、併せて、説明を省略しましたが30ページの目次についても、第23条から第30条へ1条ずつ繰り上げるものです。

33ページをお開きください。

附則として、施行期日を令和4年6月1日とし、別海町証紙条例の一部を改正する条例と同様に、し尿処理手数料について、証紙から納付書への移行、周知期間を設けるものです。

ただし、第16条排出禁止物の改正規定については、「公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第24号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第23号及び議案第24号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第20 議案第25号から日程第21 議案第26号まで

○議長（西原 浩君） 日程第20 議案第25号別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第21 議案第26号別海町道路占

用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

それでは、初めに議案第25号別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を求めます。

○事業課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 事業課長。

○事業課長（外石昭博君） はい。

議案第25号別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の38ページをお開きください。

本条例の改正は、道路法等の一部改正により、国の道路構造令も一部改正され、交通安全施設に自動運行補助施設が加えられたほか、歩行者利便増進道路の基準が新たに規定されたことから、この改正に準じて、町においても同様の一部改正をするものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により御説明いたします。

議案資料の34ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第4条は、第42条に歩行者利便増進道路を、新たに規定することに伴う改正です。

第31条は、道路構造令において、自動運行車の安全な運行を、道路のインフラ側から位置の補正などによって補助する自動運行補助施設が、交通安全施設に新たに加えられたため、この規定に準じて改正するものです。

第42条は、次ページにわたりまして、道路構造令において、歩道等の中に通行区間とは別に、歩行者の滞留やにぎわい空間を整備するため、新たに歩行者利便増進道路の基準が規定されたことから、同様の基準を新たに規定するものです。

第1項に、歩行者の滞留スペースの確保について。

第2項に、関連施設として、ベンチなどの設置場所の確保について。

35ページをお開きいただき、第3項に、バリアフリー基準に適合することについて、規定をしております。

第43条の改正は、第42条追加による繰り下げです。

なお、附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第25条の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第26号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を求めます。

○管理課長（松田勝広君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 管理課長。

○管理課長（松田勝広君） はい。

続きまして、議案第26号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、私の方から御説明いたします。

議案書の40ページをお開きください。

本条例の改正は、先ほどの道路法等の一部改正に伴い、国の道路法施行令も一部改正に

なったことから、自動運行補助施設を道路に設置する場合の占用料が新たに規定されたことから、この改正に準じて、町においても同様の一部改正をするものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料により説明をいたします。

議案資料の36ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

37ページをお開き下さい。

表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が今回の改正箇所となります。

表、中段から、38ページ中段、占用物件欄に「法第32条第1項第3号に掲げる施設」を新たに追加し、物件ごとに占用料を規定するものです。

占用物件の欄中、2列目から、自動運行補助施設のうち、導線その他の線類を地下に設けるものは長さ1メートルにつき1年、2円、その他のものについては7円とするものです。

38ページにお進み下さい。

標示柱その他の柱類については、1本につき1年、540円。

その他のものについては、上空に設けるものは、1平方メートルにつき1年、340円、地下に設けるものは200円とし、その他のものについては680円とするものです。

その下段、占用物件の欄中、「第3号」及びを削り、「法第32条第1項第4号に掲げる施設」に改めるものです。

なお、占用料の改正はありません。

39ページをお開き下さい。

附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第26号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第25号及び議案第26号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

---

## ◎日程第22 議案第28号

○議長（西原 浩君） 日程第22 議案第28号根室町村等公平委員会規約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（入倉伸顕君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（入倉伸顕君） はい。

議案第28号根室町村等公平委員会規約の変更について、内容を説明いたします。

議案書46ページをお開き願います。

本規約の変更は、根室町村等公平委員会の事務局については、これまで標津町がその事務を行っていましたが、来年度から根室管内4町の持ち回りにより行うこととし、令和4年度については中標津町を事務局の担当とすることに伴い、根室町村等公平委員会規約の一部変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により協議を求められたこと

から、議会の議決を求めるものです。

改正本文の朗読は省略し、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の44ページをお開きください。

規約の一部を改正する規約の新旧対照表です。

表の右側が改正前、表の左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第1条の改正は、第1条中、後段を削り、表記方法を変更することとし、各町、一部事務組合及び広域連合について、同条に各号として規定するものです。

第3条第1項中、45ページに移りまして、これまで「町、一部事務組合及び広域連合」と規定していたものを「関係町等」に改めるものです。

次に、第4条第1項の改正は、これまで「根室町村会内」にあった事務局を「中標津町役場内」に置くこと、第2項の改正は、事務職員の定数について、効率化や負担軽減に向け、「1人」を「2人以内」に改正をするものです。

そのほか、第3条から第6条の改正については、事務局が標津町から中標津町へ変更となることに伴い、所要の改正を行うものです。

46ページに移りまして、なお、附則、第1項として、「この規約は、令和4年4月1日から施行する。」とし、第2項では、「この規約施行の際、改正前の根室町村等公平委員会規約の規定により標津町長が選任した公平委員会の委員は、この規約による改正後の根室町村等公平委員会規約の相当規定にもとづいて、中標津町長が選任したものとみなす。」

第3項では、「この規約施行前の証人等の費用弁償については、なお従前の例による。」とするものです。

以上で、議案第28号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第28号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第23 議案第29号

○議長（西原 浩君） 日程第23 議案第29号工事請負契約の締結について、グリーンハイツ長寿命化改修建築主体工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第29号の内容説明をいたします。

議案の48ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、グリーンハイツ長寿命化改修建築主体工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、1億560万円。（内消費税及び地方消費税額960万円）。

4、契約の相手方、島影・近藤経常共同企業体、経常共同企業体構成員代表者、野付郡別海町別海99番地43、島影建設株式会社、代表取締役社長、島影輝雄、野付郡別海町別海旭町202番地の2、近藤建設株式会社、代表取締役、近藤孝広。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、令和3年12月22日から令和4年1月18日までの休日を除く15日間。応募者数は3社で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は2月18日、株式会社佐々木建設工業、三共・みどり・岡田経常共同企業体、島影・近藤経常共同企業体の3社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は9,750万円、最低入札価格は9,600万円で、最低入札者であります本案の島影・近藤経常共同企業体と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から令和5年3月15日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の47ページをお開きください。

50ページまでが本案工事の資料となります。

工事概要ですが、構造は鉄筋コンクリート造2階建てで、1棟12戸、延べ床面積は707.72平方メートル、建築面積は425.54平方メートルです。

主な工事内容ですが、内部は、バリアフリー化改修、内装仕上材の改修、流し台、ガス台、つり戸棚の仕上ユニット改修、共用部塗装改修。外部は、外壁改修、屋上防水、そして、窓や玄関ドアの外部建具改修を予定するものです。

48ページにお進みください。

左側、付近見取図ですが、工事の場所は、線で示している別海保育園の北側、別海町別海緑町38番地の1です。

右側の配置図ですが、工事建物は、図の上側、斜線部分の内側、白い部分となります。

参考資料として、49ページに、1階と2階の平面図。今回は、間取りに変更がないため、改修前、改修後は同じ平面図となります。

また、50ページには、それぞれの方位から見た立面図を掲載しています。

以上で、議案第29号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第29号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第24 議案第30号

○議長（西原 浩君） 日程第24 議案第30号工事請負契約の締結について、イーストタウン寿団地公営住宅改修建築主体工事（2号棟）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第30号の内容説明をいたします。

議案の49ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、イーストタウン寿団地公営住宅改修建築主体工事（2号棟）。

2、契約方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、8,239万円。（内消費税及び地方消費税額749万円）。

4、契約の相手方、三共・みどり・岡田経常共同企業体、経常共同企業体構成員代表者野付郡別海町西春別99番地の48、株式会社三共工務店、代表取締役、森田雅浩、野付郡別海町西春別駅前西町46番地、みどり建工株式会社、代表取締役庄司豊、野付郡別海町西春別宮園町11番地、株式会社岡田工務店、代表取締役、岡田啓。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、令和3年12月22日から令和4年1月18日までの休日を除く15日間。応募者数は3社で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は2月18日、株式会社佐々木建設工業、三共・みどり・岡田経常共同企業体、島影・近藤経常共同企業体の3社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は7,520万円、最低入札価格は7,490万円で、最低入札者であります本案の三共・みどり・岡田経常共同企業体と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から11月15日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の51ページをお開きください。

55ページまでが本案工事の資料となります。

工事の概要ですが、構造は補強コンクリートブロック造2階建てで、1棟8戸、延べ床面積は739.73平方メートル、建築面積は426.78平方メートルです。

主な工事内容ですが、内部は、和室の洋室化を含むバリアフリー化改修及び内装仕上材の改修。外部は、外壁板金の張り替え、屋根の葺き替えと屋上防水、そして窓や玄関ドアの外部建具の改修を予定するものです。

52ページにお進みください。

左側付近見取り図ですが、工事の場所は線で示している斜線部分の場所、別海町別海142番地32です。

右側の配置図ですが、工事の建物は上北側の斜線で記された真ん中の棟になります。

参考資料として、53ページに1階と2階の改修前の平面図、54ページには改修後の平面図、また55ページには、それぞれの方位から見た立面図を掲載しています。

以上で、議案第30号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第30号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

---

◎日程第 2 5 議案第 3 1 号

○議長（西原 浩君） 日程第 2 5 議案第 3 1 号工事請負契約の一部変更について、北海道公設光ファイバ整備推進協議会 高度無線環境整備工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第 3 1 号の内容説明をいたします。

議案の 5 1 ページをお開きください。

本案は、議決を経て契約を締結した工事請負契約に変更の必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

工事請負契約の一部変更について。

令和 3 年 3 月 4 日議案第 2 9 号により議決を経て締結した、北海道公設光ファイバ整備推進協議会 高度無線環境整備工事請負契約の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

契約金額「7 6 億 4, 1 4 8 万円（内消費税及び地方消費税額 6 億 9, 4 6 8 万円）」を「7 2 億 4, 5 8 2 万 5, 4 0 0 円（内消費税及び地方消費税額 6 億 5, 8 7 1 万 1, 4 0 0 円）」に改める。

変更の内容につきましては、北海道公設光ファイバ整備推進協議会の構成員である道内 1 2 自治体のうち 4 つの自治体において、光ケーブルの敷設ルートや取付け工法などに変更が生じたため、3 億 9, 5 6 5 万 4, 6 0 0 円を減額したいとするものです。

なお、本町分については、契約金額に変更はありません。

以上で、議案第 3 1 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 3 1 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

---

◎日程第 2 6 議案第 3 2 号

○議長（西原 浩君） 日程第 2 6 議案第 3 2 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第 3 2 号の内容説明をいたします。

議案の52ページをお開きください。

議案第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第8項の規定により、総合整備計画を変更する場合につきも、同様とされていることから、計画の内容の変更について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し添えます。

今回変更するのは、中春別・豊原・中西別・大成・泉川・本別・上風連・奥行の8つの辺地です。

53ページをお開きください。

まず、中春別辺地総合整備計画です。

中春別辺地の総合整備計画は、令和元年度から令和5年度までの5年間で、今回は第4次の変更です。

54ページにお進みください。

3番の表になりますが、変更の内容は6段目、産業農林道について、平和地区農道整備事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を9,000万円、財源内訳は特定財源を6,975万円、一般財源を2,025万円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2,020万円とするものです。

次に、経営近代化施設については、畜産担い手総合整備型再編整備事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を4億1,124万2,000円、財源内訳は、特定財源を3億8,656万5,000円、一般財源を2,467万7,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2,450万円とするものです。

55ページをお開きください。

次に、豊原辺地総合整備計画です。

豊原辺地の総合整備計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間で、今回は第3次の変更です。

変更の内容は、下段の3番の表になりますが、3段目の近代経営化施設について、畜産担い手総合整備型再編整備事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を2億1,900万7,000円、財源内訳は、特定財源を2億587万1,000円、一般財源を1,313万6,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1,300万円とするものです。

56ページにお進みください。

次に、中西別辺地総合整備計画です。

中西別辺地の総合整備計画は、令和元年度から令和5年度までの5年間で、今回は第3次の変更です。

変更の内容は、下段の3番の表になりますが、2段目、通学バスについて、老朽化したスクールバスを更新するため、購入事業を新たに追加するもので、事業費を2,325万2,000円、財源内訳は、特定財源を375万円、一般財源を1,950万2,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1,900万円とするものです。

57ページをお開きください。

次に、大成辺地総合整備計画です。

大成辺地の総合整備計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間で、今回は第3次の変更です。

変更の内容は、下段の3番の表になりますが、2段目、産業農林道について、大成53線地区基盤整備促進事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を8億1,135万9,000円、財源内訳は、特定財源を5億4,112万7,000円、一般財源を2億7,023万2,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2億6,970万円とするものです。

次の経営近代化施設については、畜産担い手総合整備型再編整備事業の計画により新たに追加するもので、事業費を3,560万円、財源内訳は、特定財源を3,346万4,000円、一般財源を213万6,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を210万円とするものです。

58ページにお進みください。

次に、泉川辺地総合整備計画です。

泉川辺地の総合整備計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間で、今回は第3次の変更です。

変更の内容は、下段の3番の表になりますが、2段目の産業農林道について、光進北地区及び北栄西地区の基盤整備促進事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を2億4,713万2,000円、財源内訳は、特定財源を8,250万円、一般財源を1億6,463万2,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1億6,440万円とするものです。

また、電気通信施設については、コミュニティFM放送通信施設整備事業の事業凍結に伴い、変更後における事業費を、1億5,280万円、財源内訳は、特定財源を1億290万円、一般財源を4,990万円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を4,990万円とするものです。

59ページをお開きください。

次に、本別辺地総合整備計画です。

本別辺地の総合整備計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間で、今回は第4次の変更です。

変更の内容は、下段の3番の表になりますが、3段目の経営近代化施設について、畜産担い手総合整備型再編整備事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を3,580万5,000円、財源内訳は、特定財源を3,430万1,000円、一般財源を150万4,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を140万円とするものです。

60ページにお進みください。

次に、上風連辺地総合整備計画です。

上風連辺地の総合整備計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間で、今回は第3次の変更です。

変更の内容は、下段の3番の表になりますが、2段目の産業農林道について、上風連北地区、根室中部7号支線地区、開南北第1地区、開南北第2地区の4地区の基盤整備促進事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を10億5,110万1,000円、財源内訳は、特定財源を6億3,343万6,000円、一般財源を4億1,766万

5,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を4億1,720万円とするものです。

61ページをお開きください。

最後に、奥行辺地総合整備計画です。

奥行辺地の総合整備計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間で、今回は第1次の変更です。

変更の内容は、下段の3番の表になりますが、2段目の経営近代化施設について、畜産担い手総合整備型再編整備事業の計画により新たに追加するもので、事業費を610万円、財源内訳は、特定財源を573万4,000円、一般財源を36万6,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を30万円とするものです。

以上で、議案第32号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第32号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第27 議案第33号

○議長（西原 浩君） 日程第27 議案第33号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○管理課長（松田勝広君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 管理課長。

○管理課長（松田勝広君） はい。

それでは、議案第33号町道の路線認定及び廃止について、御説明いたします。

議案書の62ページをお開きください。

本案は、事業採択の要望及び工事の実施に伴い、町道の変更、認定及び廃止が必要となったことから、認定については、道路法第8条第2項の規定により、廃止については、道路法第10条第3項により、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、議案資料により説明いたします。

議案資料の56ページをお開き下さい。

概要表となります。

既に認定している路線は、736路線で、総延長が、1,185キロ364.48メートルです。

今回認定する7路線の内、変更認定となる1路線は、生涯学習センターの完成に伴い、道路を整備するため全線を廃止し、事業区間となります344.99メートルを再度認定するものです。

また、新規認定の6路線、582.5メートルは、事業採択の要望及び工事の実施に伴うものとなります。

廃止する2路線については、1路線が先ほど説明しました変更認定によるもので、1路線が事業採択の要望のため全線を廃止するものとなり、合計で、2キロ550.57メートルを廃止するものです。

以上により、町道を741路線、1,183キロ741.4メートルとするものです。

57ページをお開き下さい。

今回認定する路線の一覧表となります。

1段目の整理番号64番、及び5段目以降の整理番号896番から898番までが、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業採択の要望に伴い、変更及び認定する路線で、2段目の整理番号893番から4段目の895番までの3路線が、工事の実施に伴い認定する路線となります。

58ページへお進み下さい。

廃止する路線の一覧表となります。

上段の整理番号64番が区間の変更による廃止で、2段目の整理番号520番が道営農道整備事業採択の要望に伴う廃止となります。

59ページから66ページの位置図につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第33号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第33号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第28 同意第1号

○議長（西原 浩君） 日程第28 同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 同意第1号の提案理由の説明を申し上げます。

議案書の66ページになります。

本件につきましては、根室町村等公平委員会委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

根室町村等公平委員会につきましては、根室振興局管内の4町が共同で公平委員会を設置しており、現在、本町の半田雅代さん、羅臼町の寺澤哲也氏、中標津町の大形幸男氏の3名の方が委員に選任されております。

委員の選任につきましては、関係町等が協議をいたしまして、候補者を定めることとしております。

このたび、羅臼町の寺澤哲也氏が、本年3月31日をもって任期満了となります。

このため、新たに次の方を根室町村等公平委員会委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

新たな公平委員会委員は、標津町北1条西3丁目2番1―112号にお住まいの大木敏道氏でございます。

大木氏は、昭和31年3月3日生まれの66歳でして、任期につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。

大木氏の主な経歴を申し上げますと、昭和56年3月に北海道教育大学釧路校を卒業さ

れ、同年4月に標津町立北標津中学校教諭となりまして、その後、中標津町、別海町の小学校、中学校教諭を経験され、平成16年4月からは管理職として、別海町立上春別小学校教頭をはじめ、羅臼町立飛仁帯小学校校長、標津町立川北小学校校長、標津町立川北中学校校長を歴任されまして、平成28年3月に定年退職されております。

定年退職後は、標津町立認定こども園園長を務められておりました。

現在も、標津町文化財調査委員会委員、北海道中標津支援学校寄宿舎臨時指導員を務められております。

大木氏は、人格、識見ともに優れた方でありますので、御審議の上、ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西原 浩君） 同意第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

---

#### ◎休会の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

一部事務組合及び広域連合議会のため、3月4日を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本日3月4日を休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、7日月曜日は午前10時から一般質問を行います。

皆さん大変御苦労さまでした。

散会 午後 3時04分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員